

### 表彰



#### 東京都統計協議会統計功 労者表彰

栗原悦男さん(調査員)

長年にわたり、各種の指定統計調査事務において優秀な成果を収められ、ほかの調査員の模範となったことが認められたものです。

◎問合せ 総務課総務係☎347

### 暮らし



#### 指定給水装置工事事業者の 指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事事業者に指定しました。

▼指定番号 222/工事店  
中山設備工業 東京都青梅市  
藤橋2-87-19 ☎0428-  
32-0789

◎問合せ 水道事務所☎55  
4-2269

#### 人権・身の上相談を利用して ください

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。すべての人の人権が尊重されなければなりません。

市では、法務大臣から委嘱を受けた4人の人権擁護委員が人権に関する相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。不当な迫害・いじめ・名誉毀損・差別など人権に関することで困っていることがあれば、気軽に相談してください。

▼相談日時 毎月第3木曜日  
午後1時30分～4時30分/6  
月の相談日 6月18日(木)/会  
場 市役所1階市民相談室  
◎申込み・問合せ 事前に、電  
話または直接広報広聴課市民  
相談係☎199へ



#### 危険です！道路に出た枝な どの障害物

歩道や車道に伸びた生け垣や樹木の枝は、交通標識やカーブミラーを隠すなど、通行の妨げになります。道路上に置かれた置き看板、商品や植木鉢なども、道路を狭くし通行の妨げになるだけではなく、場合によってはそれが原因で通行人や自転車などが転倒し、負傷することもあります。

道路に出た枝や置き看板などが原因で事故が起きた場合は、所有者が事故の責任を問われることがあります。

また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険です。敷地内に出してください。

道路は市民の皆さんのものです。誰もが安全・快適に使用できるように、道路上に個人や事業者などの所有物が出ないように適切に管理しましょう。

◎問合せ 市道：土木課道路  
管理係☎294/都道：西多摩建  
設事務所管理課監察係☎04  
28-22217216

### 税金



#### 市民税・都民税納税通知書の 送付

平成27年度の納税通知書を6月中旬に送付します。

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在に居住する市町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。納期は通常年4回となりますが、年金特別徴収の対象の方は、年6回に分けて自動的に年金から引き落とされます。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

納付は、納税通知書の裏面に記載されている金融機関およびコンビニエンスストア、市役所1階会計課窓口を利用してください。

#### 注意

1期あたり30万円を超える税額の納付書や専用のバーコードが記載されていない納付書は、コンビニエンスストアで納付することができません。金融機関または市役所1階会計課窓口で納付してください。

#### 今年度の主な税制変更

①住宅ローン控除の適用期間の延長および控除限度額の拡充

②上場株式などの配当・譲渡所得などに係る軽減税率の廃止

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。お問い合わせ

◎問合せ 課税課市民税係☎164

### 子育て



#### 児童手当・児童育成手当を支 給します

6月は、6月期分(2～5月)の児童手当・児童育成手当の支払い月です。

6月12日(金)に指定の口座へ振り込みます。確認してください。

◎問合せ 子育て支援課支援係☎236

児童手当・児童育成手当  
現況届の提出を

児童手当・児童育成手当の受給者は、「現況届」を提出しなければなりません。提出しないと、6月以降の手当が受けられなくなります。対象となる方へ、6月10日(水)までに届出用紙を送付します。次の期間に提出してください。郵送でも受け付けます。

▼受付日時 6月11日(木)～26日(金)午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)  
※6月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)も受け付けます(午前11時45分～午後1時を除く)。

会場 市役所4階大会議室B  
①問合せ 子育て支援課支援係(内)236

子育て世帯臨時特例給付金の申請を

▼対象 平成27年6月分の児童手当(特例給付(\*)を除く)の受給者

(\*)特例給付とは、児童手当の所得制限限度額を超過している、手当額が児童1人当

たり月額5,000円の方です。支給額 児童1人につき3,000円(1児童1回限りの支給)／申請方法 6月10日(水)までに、児童手当受給者あてに、申請書(児童手当現況届と一体型)を送付します。申請書に記入の上、郵送または直接申請先(特別窓口)へ持参してください。

特別窓口

▼日時 6月11日(木)～26日(金)午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)  
※6月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)も受け付けます(午前11時45分～午後1時を除く)。

会場 市役所4階大会議室B  
／特別窓口期間の問合せ 子育て支援課支援係(内)427

※公務員の方へは、8月ごろに所属庁から申請書が配布されます。8月中に提出してください。

①申請先・問合せ 子育て支援課支援係(内)235

ひとり親家庭高等学校卒業  
程度認定試験合格支援事業

市では、ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費の一部を支給します。

▼対象 最終学歴が中学校卒のひとり親家庭の親で、児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にある方  
／支給額 最大で受講費用の6割を支給(上限15万円)  
※支給を受けるためには事前相談が必要となります。詳しくは、問い合わせてください。

①問合せ 子育て支援課支援係(内)239



産業

適正管理化学物質の使用量  
などの報告を

工場、指定作業場を設置している方で、対象化学物質を年間100kg以上取り扱っている場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、前年度分の使用量などの報告が義務付けられています。

また、平成25年10月1日付で東京都化学物質適正管理指針が改正されたため、化学物質管理方法を震災対策の内容を追加したものに更新することが必要となりました。従業員が2人以上いる事業所は市へ提出しなければなりません。使用量などの報告を併せて提出してください。

▼提出書類 適正管理化学物質の使用量等報告書・化学物質管理方法書(対象事業所のみ)／提出期限 6月30日(火)  
①提出先・問合せ 環境保全課環境保全係(内)226

有料広告

医療法人社団天陽会  
**柳田医院** 内科 小児科・特定健診  
日本糖尿病学会 糖尿病専門医  
羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く  
○診療時間 午前 8:30～12:30 午後 15:00～19:00 ※土曜日は～13:00  
○休診日 日曜日・祝日  
☎042-555-1800  
●友の会あります● 羽村 糖尿 検索

広告掲載募集中

「広報はむら」に広告を掲載して、企業・事業所・商店などをPRしませんか。申込みは、広告の掲載を希望する月の前々月の15日までです。※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。問い合わせ 広報広聴課広報係(内)339